

ゴールデンウィークにおける医療提供体制確保に係る協力金支給要綱

(目的)

第1条 この要綱は、医療機関等の人員体制の確保が困難なゴールデンウィーク期間中に、新型コロナウイルス感染症の発熱患者の診療や調剤を行う市内の保険医療機関及び保険薬局（以下「医療機関等」という。）に対し、予算の範囲内で協力金を支給することにより、発熱患者の診療等に必要な医療提供体制を確保することについて、必要な事項を定めるものとする。

(協力金の支給対象期間及び支給要件)

第2条 協力金の支給対象期間は令和5年4月29日、同月30日、同年5月3日から同月5日までの計5日間とし、支給対象及び要件は、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

(1) 保険医療機関

- ア 神奈川県による発熱診療等医療機関の登録を受けていること。
- イ 本事業の実施に係る稼働日時を、事前に神奈川県に登録していること。
- ウ 対象期間中に1日あたり4時間以上、発熱患者等の診療等（オンライン診療、訪問診療を含む）を実施する体制を確保すること。
- エ 本事業完了後、事業実績、協力金受取口座等の情報を神奈川県に提出すること。
- オ 新型コロナウイルス感染症が5類感染症へと位置付けが変更になった後も、発熱患者に対する診療の継続の意向があること。

(2) 保険薬局

- ア 神奈川県に対して事前に本事業の実施に係る届出を行っていること。
- イ 対象期間中に1日あたり4時間以上、発熱診療等医療機関を受診した患者に対し調剤を行う体制を確保すること。
- ウ 本事業完了後、事業実績、協力金受取口座等の情報を神奈川県に提出すること。
- エ 新型コロナウイルス感染症の経口抗ウイルス薬について、速やかに患者に交付できる体制を確保すること。

(協力金の額)

第3条 協力金の額は、次のとおりとする。

- (1) 保険医療機関 1日あたり10万円
- (2) 保険薬局 前条第1項第2号イの体制を確保した時間が8時間未満の場合は1日あたり1万5千円、8時間以上の場合は1日あたり3万円

(覚書の締結)

第4条 本事業の実施にあたっては、本市と神奈川県の間において「令和5年度ゴールデンウィークにおける医療提供体制確保に関する覚書」を締結することとする。

(協力金の支給等)

第5条 市長は、本事業終了後、第2条第1項第1号及び第2号の規定により医療機関等が県へ届出した内容を基に協力金の額を算定するとともに、この届出により医療機関等が指定する口座への振り込みにより支給するものとする。

(協力金の返還)

第6条 市長は、協力金の支給を受けた医療機関等がこの要綱及び次条に基づく定めに違反したときは、協力金の全部又は一部の返還を求めることができる。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協力金の支給等について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月28日から施行する。